

令和 7 年度畑地化促進事業 要望書

1. 申請者名

2. 集落名

3. 住所

4. 連絡先

5. 要望のあった水田に係る確認事項

「畑地化促進事業」の交付を申請する水田について、一筆ごとに以下の要件等を満たすことを確認しました。

No.	要望調査（2月）		要件確認（5月末まで）	
	耕作者確認事項	チェック欄	協議会確認方法	チェック欄
①	現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと		・ 農地台帳による確認	
②	畦畔や取水口又は用水供給設備が残存していること（本 地に直ちに均平することが困難な傾斜を有する農地等 は、交付対象水田とは認められません。）		・ 協議会による現地確認、写真撮影	
③	前年度において主食用米、戦略作物又は産地交付金若し くは高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が 作付けられていること		・ 活用実績報告書等による確認	
④	おおむね団地化された畑地を形成していること（近隣に 畑があること）		・ 空中写真、農地地図等による確認 又は ・ 協議会による現地確認、写真撮影	
⑤	畑地化支援の交付後 5 年間は、販売目的の高収益作物又 は一般作物の作付けを行うとともに、交付後 6 年目以降 も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと		・ 要件確認申請書の当年度以降の作 付計画等による確認	
⑥	交付申請手続（地域農業再生協議会の要件確認）までに 地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地 化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについ て関係機関の合意を得ていること		・ 客観的に確認できる資料（合意が 確認できる議事録等）により確認	
⑦	交付申請に係る農地が借地の場合には、交付申請手続 （町農業再生協議会の要件確認）までに賃借人（耕作 者）が土地所有者（地主）の同意を得ていること		・ 同意書	

※申請年度の7月1日付けで、交付対象水田から除外する